

二団体見直し計画の実施状況(18年8月現在)

財団法人特別区協議会

1 事務事業を廃止するもの

事業名	担当組織(当時)	実施状況
1 特別区有物件火災共済及び特別区有自動車共済事業	事業部(総務部共同事業課)	平成13年4月 民間保険会社に再保険化(10億円以上災害分。10億円未満災害は従来どおり。)
(1) 特別区有物件火災共済事業		
(2) 特別区有自動車共済事業		平成13年3月末 事業廃止
2 互助年金事業		平成13年12月末(財)東京都弘済会に事業を移管し、廃止
3 特別区職員文化体育会事務局		平成16年3月 総務部長会は人担課長会から「特別区職員文化体育会の今後のあり方」の報告を受け了承。評議委員会は「特別区職員文化体育会平成17年度以降の各専門部への助成方法等について」を決定し、事務局については引き続き特別区協議会に委任することとなった。
4 共同印刷時事業		平成12年度をもって事業廃止

特別区長会事務局に移すべきもの

5 税財政に関する調査研究及び事務事業に関する調査研究	(調査部、議事第一部)	平成13年4月 区長会事務局設置、事業移管
6 執行機関関係会議体運営事務		
7 特別区の自治権拡充に関する国・都等との連絡並びに国・都に対する要望及び陳情に関する事務		
8 区長会賛助等関係事務		
9 区長会等秘書的事務		
10 日中友好交流事業		

3 内容を見直すもの

11 資料室の運営管理	事業部(総務部資料室)	資料室は見直しにより自治情報・交流センター開設に伴い廃止し、広く不特定多数の者を対象とした自主公益事業の拡充を図るため、自治情報・交流センター事業へ引き継いで実施(17年8月オープン)
-------------	-------------	--

4 事務事業として存続させるもの

12 特別区政懇談会の運営	事業部(総務部資料室)	「特別区制度調査会」に再編することを検討。平成15年6月に特別区長会長の諮問機関として、昭和56年に設置された特別区制懇談会に代わり当協議会に特別区政調査会の設置が決定。
13 特別区及びその長等に係る争訟等の調査研究	法務調査室	継続
14 講演会の開催	事業部(調査部)	継続
15 特別区自治体賠償責任保険事業	事業部(総務部共同事業課)	継続
16 東京区政会館(自治会館(仮称))の経営	会館建設準備室	平成14年8月着工 平成17年5月 竣工
17 軽自動車税申告受付に係る事務経費の一部負担	総務部共同事業課	平成13年4月 共同事業特別会計廃止に伴い一般会計に移行

5 特別区議会議長会事務局に移すべきもの

18 特別区議会議長会の運営	(議事第二部)	平成13年4月 特別区議会議長会事務局設置、事業移管
----------------	---------	----------------------------